

◎ 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案  
新旧対照条文

- |   |   |     |   |
|---|---|-----|---|
| ○ | 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）               | （抄） | 1 |
| ○ | 船員健康保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）               | （抄） | 4 |
| ○ | 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）            | （抄） | 6 |
| ○ | 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号） | （抄） | 8 |



(略)

第五節 雑則（第一百十条―第一百十二条の二）

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

第三章 保険給付

第五節 雑則

(保険給付に関する処分の通知)

第一百十二条 (略)

(医療費の通知)

第一百十二条の二 保険者は、被保険者又はその被扶養者が支払った

医療費の額を当該被保険者又はその被扶養者に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを標準とする。

一 被保険者又はその被扶養者の氏名

二 療養を受けた年月

三 療養を受けた者の氏名

四 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称

第四節 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（第九十八条―第九十九条の十一）

第五節 雑則（第一百十条―第一百十二条）

第四章 日雇特例被保険者に関する特例（第一百三三条―第一百三十四条）

四章）

第五章 費用の負担（第三十四条の二―第三十五条の三）

第六章 保健事業及び福祉事業（第五十四条・第五十五条）

第七章 健康保険組合連合会（第五十六条）

第八章 雑則（第五十七条―第七十八条）

附則

第三章 保険給付

第五節 雑則

(保険給付に関する処分の通知)

第一百十二条 保険者は、保険給付に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、保険給付の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

(新設)

五 被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額  
六 被保険者の名称

第四章 (略)

(準用)

第三百三十四条 この章に規定するもののほか、日雇特例被保険者に係る保険給付については、第三十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第六十一条から第六十六条まで、第六十九条から第七十二条まで、第八十一条、第八十二条、第八十四条(第七項を除く。)、第八十五条から第八十七条まで(同条第三項を除く。)、第八十八条、第八十九条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十九条の二まで(第九十九条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項並びに第九十三条の二第三項第一号及び第二号、第四項並びに第七項を除く。)、第一百五条から第一百条まで(第一百五条第三項及び第六項を除く。)、第一百十二条及び第一百十二条の二の規定を準用する。この場合において、これらの規定(第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号を除く。)中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。)」と、「被保険者証」とあるのは「日雇特例被保険者手帳」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(表略)

255 (略)

第四章 日雇特例被保険者に関する特例

(準用)

第三百三十四条 この章に規定するもののほか、日雇特例被保険者に係る保険給付については、第三十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第六十一条から第六十六条まで、第六十九条から第七十二条まで、第八十一条、第八十二条、第八十四条(第七項を除く。)、第八十五条から第八十七条まで(同条第三項を除く。)、第八十八条、第八十九条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十九条の二まで(第九十九条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項並びに第九十三条の二第三項第一号及び第二号、第四項並びに第七項を除く。)、第一百五条から第一百条まで(第一百五条第三項及び第六項を除く。)、及び第一百十二条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号を除く。)中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。)」と、「被保険者証」とあるのは「日雇特例被保険者手帳」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(表略)

255 (略)

改正案	現行
<p>（保険給付に関する処分の通知等）            第百五十五条（略）</p> <p>（医療費の通知）            第百五十五条の二 協会は、被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被保険者等」という。）が支払った医療費の額を当該被保険者等に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを標準とする。</p> <p>一 被保険者等の氏名            二 療養を受けた年月            三 療養を受けた者の氏名</p>	<p>（保険給付に関する処分の通知等）            第百五十五条 協会は、保険給付に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、保険給付の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。</p> <p>2 前項の通知が障害年金若しくは障害手当金又は遺族年金の決定に係るものであるときは、協会は、併せて、次の各号に掲げる事項を記載した当該年金の年金証書を年金の支給を受ける者に交付しなければならない。</p> <p>一 年金の種類及び年金証書の年金コード            二 年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日            三 基礎年金番号            四 受給権を取得した年月</p> <p>（新設）</p>

- 四 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称  
五 被保険者等が支払った医療費の額  
六 保険者の名称

(船舶所有者の意見申出)  
第百五十六条 (略)

(船舶所有者の意見申出)

第百五十六条 船舶所有者は、使用する被保険者の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害、死亡又は行方不明(次項において職務上の事由による疾病等という。)に関する保険給付の申請に関し、協会に意見の申出をすることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することにより行うものとする。

- 一 船舶所有者の氏名及び住所
- 二 職務上の事由による疾病等を被った被保険者の氏名及び生年月日
- 三 被保険者の疾病若しくは負傷の発生した年月日、被保険者の死亡の年月日又は被保険者の行方不明となった年月日
- 四 船舶所有者の意見

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第三章 保険給付（第二十四条の二―第三十二条の七の二）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第三十二条の七 （略）</p> <p>（医療費の通知）</p> <p>第三十二条の七の二 保険者は、被保険者が支払った医療費の額を当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを標準とする。</p> <p>一 世帯主又は組合員の氏名</p>	<p>目次</p> <p>第一章 市町村（第一条―第十六条）</p> <p>第二章 国民健康保険組合（第十七条―第二十四条）</p> <p>第三章 保険給付（第二十四条の二―第三十二条の七）</p> <p>第三章の二 広域化等支援方針（第三十二条の八）</p> <p>第三章の三 保険料（第三十二条の九―第三十二条の三十二）</p> <p>第四章 国民健康保険団体連合会（第三十三条―第三十六条）</p> <p>第五章 診療報酬審査委員会（第三十七条―第四十二条）</p> <p>第五章の二 診療報酬特別審査委員会（第四十二条の二―第四十二条の五）</p> <p>第六章 雑則（第四十三条―第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（法第六十四条第三項の厚生労働省令で定める連合会）</p> <p>第三十二条の七 法第六十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める連合会は、同項に規定する損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置している連合会とする。</p> <p>（新設）</p>

<p>二 療養を受けた年月</p> <p>三 療養を受けた被保険者の氏名</p> <p>四 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称</p> <p>五 被保険者が支払った医療費の額</p> <p>六 保険者の名称</p>	<p>第三章の二 (略)</p>
<p>第三章の二 広域化等支援方針</p>	



(略)

(略)

第二章 (略)

第三節 (略)

第五款 (略)

第八十二条 (略)

(医療費の通知)

第八十二条の二 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が支払った医療費の額を当該被保険者に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを標準とする。

- 一 被保険者の氏名
- 二 療養を受けた年月
- 三 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- 四 被保険者が支払った医療費の額
- 五 当該後期高齢者医療広域連合の名称

第四節 (略)

第三章 国民健康保険団体連合会の高齢者医療関係業務(第百十

五条)

第四章 雑則(第百十六条―第百二十一条)

附則

第二章 後期高齢者医療制度

第三節 後期高齢者医療給付

第五款 雑則

(後期高齢者医療給付に関する処分の通知)

第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者又は届出人に通知しなければならない。この場合において、当該処分が当該申請者又は届出人について不利益となるものであるときは、その理由を付記しなければならない。

(新設)

第四節 保険料等